

障 福 第 1147 号
令和 7 年 3 月 11 日

各市町障害福祉主管課長 様
(指定都市を除く)
身体障害者更生相談所長 様

静岡県健康福祉部
障害者支援局障害福祉課長

特例補装具（バギー）の取扱いについて（通知）

このことについて、平成 23 年 3 月 25 日付け障福第 1198 号静岡県健康福祉部
障害福祉課長通知によりその取扱基準を定めておりましたが、令和 7 年 3 月 11
日限りで従前通知は廃止し、バギーの取扱いについても他補装具と同様、国の基
準に基づいて積算されたものについては、基準内補装具として取り扱うことと
したので通知します。

担 当 身体障害福祉班
電話番号 054-221-2367